

令和3年3月17日

関係機関各位

東京都

福祉保健局少子社会対策部事業調整担当課長

港区

子ども家庭支援部児童相談所設置準備担当課長

特別区児童相談所の開設等について

日頃より東京都及び特別区の児童福祉行政について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年の児童福祉法改正により、特別区も児童相談所の設置が可能となり、令和2年4月1日に世田谷区及び江戸川区、7月に荒川区が児童相談所を開設いたしました。

また、令和2年10月に港区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法の一部を改正する政令」が公布され、令和3年4月1日に港区が児童相談所を開設いたします。

今後、東京都と特別区の児童相談所が連携し、児童虐待防止等に取り組んで参りますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

<開設する児童相談所>

●港区児童相談所

所在地：東京都港区南青山5-7-11

電話：03-5962-6500 FAX：03-5962-6509

本件に関する問い合わせ先

東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

電話：03-5320-4093

港区子ども家庭支援部子ども家庭課

電話：03-3578-2177